

亀山市告示第 2 2 9 号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 0 8
- 3 路線名 徳原 1 2 号線
- 4 供用開始の区間 川崎町字野畑 4 7 5 0 番 3 地内
- 5 供用開始の期日 平成 2 8 年 1 2 月 5 日